

よこはまウォーキングポイント事業
歩数計アプリを活用した仕組み
に関する共同事業者募集要項

平成 29 年 5 月 18 日

横 浜 市
健康福祉局保健事業課

目 次

第 1	事業目的等	- 1 -
1	はじめに	- 1 -
2	歩数計アプリを活用した仕組み導入の目的	- 1 -
第 2	事業者の募集、選定の流れ	- 2 -
1	選定方式	- 2 -
2	選定方法	- 2 -
3	公募・事業者選定等スケジュール	- 2 -
4	公募に関する問い合わせ	- 3 -
5	共同事業者の決定	- 3 -
6	その他	- 3 -
第 3	応募事業者	- 4 -
1	対象者	- 4 -
2	応募資格	- 4 -
3	提出書類等について	- 5 -
4	提出書類が失格・無効となる場合	- 5 -
5	取下げ	- 5 -
6	その他	- 5 -
第 4	事業内容	- 6 -
1	概要	- 6 -
2	参加者	- 6 -
3	目標参加者数	- 6 -
4	歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業期間	- 7 -
5	事業の流れ	- 7 -
6	事業フロー図	- 8 -
第 5	費用負担	- 9 -
1	横浜市負担費用	- 9 -
2	共同事業者負担費用	- 9 -
3	参加者負担費用	- 9 -
4	その他	- 9 -

第6	提案及び評価方法	- 10 -
1	共同項目（必須事項）	- 10 -
2	提案書作成項目	- 11 -
3	提案書作成項目詳細	- 13 -
4	評価の項目	- 18 -
5	共同事業者のPR	- 18 -
6	その他留意事項	- 18 -
第7	協定書の締結	- 19 -
1	協定書の締結	- 19 -
2	費用負担	- 19 -
3	協定の解除	- 19 -
4	協定締結後	- 19 -
5	協定書の締結に関する留意事項	- 19 -
	【参考資料等一覧】	- 21 -

第1 事業目的等

1 はじめに

横浜市では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には、65歳以上の高齢者人口は100万人に近づき、高齢化率が約26.1%になると推計しています。また、本市が毎年実施している「市民意識調査」では、心配ごとの上位に「自分の病気や健康、老後のこと」（51.3%）、「家族の病気や健康、生活上の問題」（40.3%）があげられています（平成28年度データ）。高齢化が急速に進む本市において、今後、市民の皆様の健康に関するニーズはますます高まるとともに、扶助費の増加が見込まれる中、それに対する備えとして、介護・医療需要への対応にとどまらず、市民の皆様の健康増進及び介護予防のための施策の充実がさらに必要となってきました。

そのような中、市民の皆様が、日常生活の中で気軽に楽しみながら健康づくりに取り組んでいただけるよう、また、本市と民間事業者が互いのもつ資源やノウハウを活用し共同して取り組んでいくことで、効率的、効果的に健康づくりを推進していくことができるよう、民間事業者との協働事業として、平成26年11月からよこはまウォーキングポイント事業を開始しました。平成28年度末現在で、参加者は23万人を超え、市内に「歩くムーブメント」が広がっています。

2 歩数計アプリを活用した仕組み導入の目的

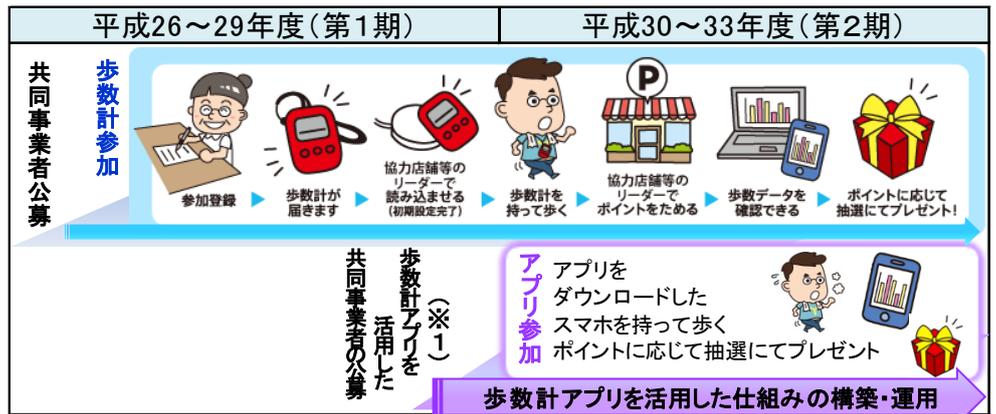
本市では、「健康寿命日本一」を目指しており、「よこはまウォーキングポイント事業」はその実現に向けた具体的取組の一つと位置付けられています。今回の公募は、本事業を継続して実施していくなかで、より参加しやすく、魅力ある仕組みを取り入れることで、働く世代を中心に、さらに多くの幅広い層の参加につなげ、市民の健康づくりをより一層進めることを目的として、本市と協働して、歩数計アプリを活用した仕組みを構築・運用していく民間事業者を募集するものです。（※1）

多くの市民の皆様が日常生活の中で楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことができる仕組みをつくり実施していくことで、生活習慣病やロコモティブ・シンドローム（運動器症候群※2）の予防が求められる中高年の市民の皆様を始め、運動習慣の低下が課題とされている若い世代・働く世代の方へ、とりわけ、健康づくりに関心はあるがなかなか取組めていない方々への、日々の運動習慣づくりを後押ししていきたいと考えています。

※2 ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）

運動器（骨、関節、筋肉等）の障害のために、移動能力の低下をきたして、介護が必要となっていたり、要介護になる危険の高い状態のこと。運動習慣や、骨や筋肉に必要な栄養素をしっかりと摂る食生活が、ロコモティブ・シンドローム予防になる。

【事業展開イメージ図】



第2 事業者の募集、選定の流れ

1 選定方式

公募型プロポーザル方式とします。

2 選定方法

(1) 第8回よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会（平成29年4月27日）
募集要項（案）及び提案書評価・選定基準（案）、提案書作成要領（案）の審議。

(2) 公募

(3) 第9回よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会

事業者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容を、よこはまウォーキングポイント提案書評価・選定基準に基づき評価・審議し、委員会として最も評価の高かった事業者及び次点事業者を決定し、市長に答申します。

※応募者が多い場合は、提出された書類に基づいて、1次審査をする場合があります。

(4) よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会の答申に基づき、市長が共同事業者を決定します。

3 公募・事業者選定等スケジュール

時 期	内 容
平成29年4月27日(木)	第8回よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会開催 募集要項、評価・選定基準、提案書作成要領の審議
5月18日(木)	募集要項等公表
5月26日(金)	参加意向申出書受付開始
6月2日(金)	参加意向申出書提出締切
6月9日(金)	参加資格確認結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書送付
6月12日(月)	質問受付開始
6月19日(月)	質問受付締切
6月30日(金)	質問回答、提案書受付開始
7月14日(金)	提案書受付締切
8月3日(木)	第9回よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会開催 プロポーザル提案及びプレゼンテーションの評価・審議
8月頃	共同事業者の決定・選定結果通知書の送付、結果公表
9月頃	協定締結手続き
9月頃	歩数計アプリを活用した仕組みの構築開始
平成30年3月	歩数計アプリを活用した仕組みの構築完了
平成30年4月以降	歩数計アプリ参加登録者募集開始

※スケジュールは現時点での予定であり、状況に応じて変動します。

4 公募に関する問い合わせ

横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 よこはまウォーキングポイント担当

土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時～12 時及び 13 時～17 時

TEL 045 (671) 3892

FAX 045 (663) 4469

E-mail kf-walking@city.yokohama.jp

5 共同事業者の決定

事業者決定後、応募事業者の皆様へ選定結果を通知します。

なお、選定された事業者につきましては、事業者名及び提案内容について、公表させていただきますのでご了承ください。

6 その他

平成 30 年度以降の事業実施については、事業実施にかかる平成 30 年度以降の本市予算案が、横浜市会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合は、平成 30 年度以降の事業実施にかかる費用等の支払い等には応じられません。

第3 応募事業者

1 対象者

事業者側に担っていただく4つの【共同項目】（10ページ参照）を一括して提案できる事業者（JV〈共同企業体〉を含む）とします。

2 応募資格

応募資格は、次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とします。

また、資格の審査にあたっては、別紙の「よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する提案書作成要領」で定める参加意向申出書等資格審査書類を審査することにより行います。

《資格基準》

- ① 「よこはまウォーキングポイント事業」の事業目的に賛同する者であり、かつ法人格を有する団体であること。
- ② 本募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を順守できる者であること。
- ③ 「よこはまウォーキングポイント事業」の共同事業者として、協定を締結できる者であること。
- ④ 締結した協定、契約及び関係法令等を順守できる者であること。
- ⑤ 個人情報の取り扱いについて、関係法令等を順守できる者であること。
- ⑥ 横浜市契約規則（昭和39年3月31日規則第59号）第3条及び横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（制定平成8年4月1日）第3条に規定する入札参加者の資格を有する者であり、平成29・30年度有資格者名簿（物品・委託等関係）に掲載されている者であること。
- ⑦ 会社更生法、破産法、若しくは民事再生法の適用を受けていない者、又は商法により特別清算若しくは会社整理を行っていない者であること。
- ⑧ 法令又は公序良俗に反する事業者ではないこと。
- ⑨ 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していないこと。
- ⑩ 歩数計アプリを活用した仕組みの実施に必要な費用を確実に負担する資力・信用力を有する者であること。
- ⑪ 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じており、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証またはプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- ⑫ 歩数カウントや記録管理ができる歩数計アプリを含むシステムの構築・運用の実績があること。
- ⑬ 次の各号に該当しないこと。
 - ア. 横浜市税、法人市民税、固定資産税、都市計画税（土地・家屋）、消費税及び地方消費税を滞納している。
 - イ. 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務があるにもかかわらず未加入である。
- ⑭ JV〈共同企業体〉による応募の場合は、とりまとめ事業者（連絡窓口）を代表者として設定すること。なおかつ、JV〈共同企業体〉構成員の全てが、上記①～⑩、⑬の条件を満たし、⑪の条件については、個人情報を取り扱う業務を行う全ての構成員が満たし、⑫の条件については、歩数計アプリを活用した仕組みを構築・運用する事業者が満たすこと。

3 提出書類等について

(1) 提出書類

別紙「よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する提案書作成要領」のとおり

(2) 参加意向申出書等資格審査書類及び提案書の提出

ア 提出部数 参加意向申出書等 3部（正1部、複写 2部）
提案書 12部（正1部、複写11部）

イ 提出先 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市庁舎7階
横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課
よこはまウォーキングポイント担当 宛
電話：045（671）3892 FAX：045（663）4469

ウ 提出期間 参加意向申出書等：平成29年5月26日（金）から平成29年6月2日（金）まで
提案書：平成29年6月30日（金）から平成29年7月14日（金）まで
※上記期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～12時及び13時～17時

エ 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

4 提出書類が失格・無効となる場合

次の各号のいずれかに該当する提出書類は、失格又は無効なものとして扱います。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があるもの、または虚偽の申請により資格を得たものが提出したもの。
- (4) 本募集要項の規定に従っていないもの。
- (5) 文字の判読が困難又は文意が不明であるもの。
- (6) 法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、政治性のあるもの、宗教性のあるもの、社会問題についての主義主張のあるもの、公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

5 取下げ

公募参加は審査開始前まで取り下げることができます。取り下げは、文書（書式自由）で横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課へ提出してください。

6 その他

(1) 事業提案書提出者の公表について

受付締切後、受付件数については公表しますが、応募事業者名等は公表しません。

(2) 提出書類について

提出していただいた書類等は、返却しません。また、提出書類の内容等について説明及び追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 提出等に要する費用について

全て応募事業者の負担となります。

(4) 提出書類の開示について

提出した書類の開示請求があった場合には、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づいて、開示等の手続きをさせていただきます。

第4 事業内容

1 概要

よこはまウォーキングポイント事業において、新たに歩数計アプリ（※）を使って、参加登録した市民等の皆様に日常生活の中で楽しみながら継続してウォーキングに取り組んでいただけるよう、歩数計アプリを活用した仕組みを導入します。

※歩数計アプリとは、スマートフォンで利用することのできる、歩数カウント機能等のあるアプリケーションを指し、iPhone及びAndroid端末の両方で使用することができるものを指します。
歩数計アプリを活用した仕組みとは、歩数計アプリを含むシステム全体及び、それを使って市民の皆様が継続してウォーキングに取り組んでいただける事業の仕組み全体を指します。

歩数計アプリによって、歩数や歩行距離、歩行時間、消費カロリー等が計測され、参加者自身が自分の記録（参加期間中の記録）をアプリで確認できるようにします。

また、歩数等に応じてポイントが付与され、アプリでポイントの確認、獲得したポイントでの景品抽選応募などができるようにします。

さらに、歩きたくなる仕組みとして、①地図上にウォーキングコースや訪れたい場所を表示、②歩数によるランキングを表示（区別・事業所別・年代別のランキング）、③アプリならではの魅力あるゲームなどの要素、④利用し続けることで特典を得られる要素を、取り入れるものとします。

なお、よこはまウォーキングポイント事業に平成26年11月から参加している歩数計参加者と合わせて、ランキング表示・歩数ポイントによる抽選・事業検証の実施を予定しているため、アプリで計測・記録されたデータの抽出を、定期的かつ確実に行うことができるものとします。

さらに、参加者に対するアンケート調査をアプリ等で実施することができるものとします。

2 参加者

歩数計アプリを活用した仕組みに参加登録をした、18歳以上の横浜市民、横浜市在勤・在学者等とします。

3 目標参加者数

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
アプリ登録者数（単年度）		2.5万人	2.5万人	2.5万人	2.5万人
（内訳）	歩数計参加からの移行	（1.5万人）	（1.5万人）	（1.5万人）	（1.5万人）
	新規参加	（1万人）	（1万人）	（1万人）	（1万人）
アプリ参加者総数（累計）		2.5万人	5万人	7.5万人	10万人

※毎年度、目標達成に向けて共同事業者とともに取り組んでいきますが、目標に達しない場合に不利益が生じたとしても、本市は責任を負いません。

4 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業期間

協定締結日から平成34年3月31日まで事業実施することを想定しています。

事業内容は毎年、評価・検証を行う中で、共同事業者と協議の上、必要な見直しを行う場合があります。次期（平成34年4月1日から）については、よこはまウォーキングポイント事業の実施状況を振り返り、評価した上で、事業継続等の検討を行います。



5 事業の流れ

(1) 参加登録

参加希望者は、歩数計アプリをダウンロードし、アプリ利用開始前に必要事項を登録します。

(2) 健康行動

参加者は、スマートフォンを携行し、歩数計アプリを利用して歩数を記録します。

アプリを利用することで、自分の歩数、歩行距離、歩行時間、消費カロリー等を確認しながら、健康づくりにつなげるとともに、習慣化を後押しする仕組み（ランキング表示やゲームの要素を取り入れた仕組みなど）により、健康行動を継続します。

(3) ポイントをためる

参加者は、定期的に歩数計アプリで歩数情報をWEBシステム（歩数やポイント等を管理するシステム）へ送信し、歩数に応じたポイントを獲得します。

(4) 成果の確認

参加者は、歩数計アプリ又は公式ホームページの個人画面で歩数などの個人記録を確認し、目標づくりや各自の健康づくりにつなげます。また、獲得ポイントで応募できる抽選情報等を確認します。

(5) ポイント活用

参加者は、定められた期間内に抽選応募に必要なポイントを獲得すると、景品抽選へ応募することができます。また、一度応募すると、以降は自動抽選の対象となり、応募手続きを経ずに自動抽選が行われます。（年1回のWチャンス抽選は除く。）

抽選は歩数計参加者の業務を担う事務局で実施され、当選者のもとへ景品が届きます。

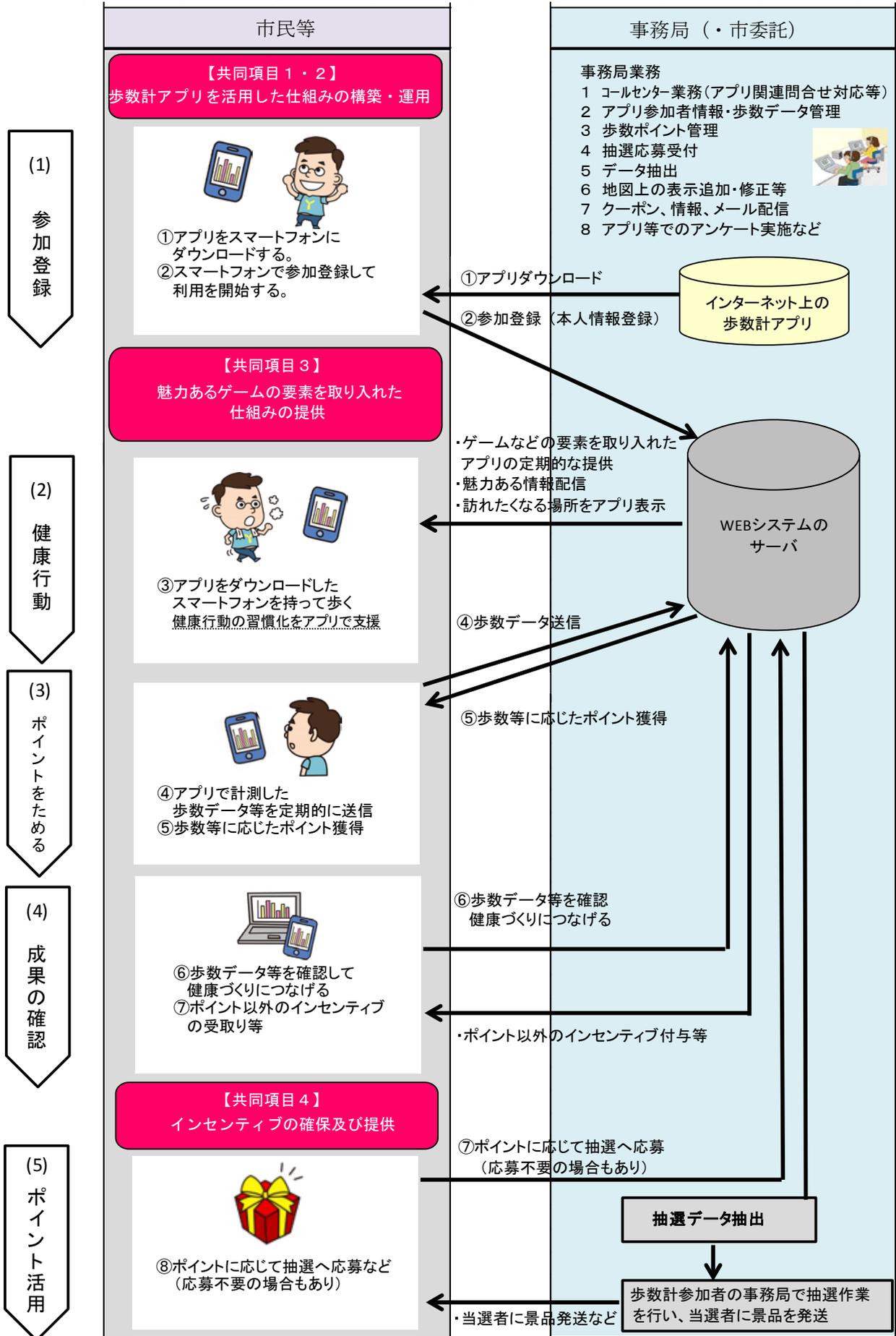
【事業参加イメージ】



※ 上記の流れは、今後、共同事業者との協議により修正する場合があります。

歩数計アプリを活用した仕組みで収集した個人情報を含むデータは、個人情報保護のため、全て市が保有するものとします。

6 事業フロー図



第5 費用負担

横浜市、共同事業者、参加者の費用負担は次のとおりです。

1 横浜市負担費用

- ① 歩数計アプリを活用した仕組みの構築費用
(よこはまウォーキングポイント事業公式ホームページ「YOKOHAMA ENJOY WALKING (<http://enjoy-walking.city.yokohama.lg.jp/walkingpoint/>)」から、個人ログイン画面に入り、個人のデータ等を確認できる仕様も含まれます。)。
※①に関して本市が負担できる費用は2000万円(税込)までとします。
- ② 歩数計アプリを活用した仕組みの運用費用の一部
- ③ 事務局費用(アプリ関連問合せ対応、アプリ参加者情報・歩数データ管理等)
※事務局については、本市の担う役割として、別途事業者選定を行い委託する予定です。
- ④ 本市が行う広報・PR費用

2 共同事業者負担費用

- ① 歩数計アプリを活用した仕組みの運用費用の一部
(本市と共同事業者で負担するものとします。第4-3にあげた目標参加者数は、保証するものではありません。)
- ② 健康行動の習慣化につながる魅力あるゲームの要素を取り入れた仕組みの提供にかかる費用
(10ページの共同項目Ⅲについて提案内容を実施いただくためにかかる費用)
- ③ インセンティブ(景品等)の確保及び提供にかかる費用
(10ページの共同項目Ⅳについて提案内容を実施いただくためにかかる費用)
- ④ 共同事業者が行う広報・PR費用

3 参加者負担費用

アプリダウンロード及びアプリ利用によって発生する通信料

※歩数計アプリを活用した仕組みへの参加に関して、共同事業者が参加者から金銭を徴収することはできません。

4 その他

歩数計アプリを活用した仕組みを活用して、自社サイトへの誘導や民間企業等から広告収入を得るなど、利益が生じるような行為をすることはできません。

第6 提案及び評価方法

1 共同項目（必須事項）

次の項目を必須事項として提案していただきます。

I 歩数計アプリを活用した仕組みの構築【共同項目 I】

- (1) 歩数カウントや記録管理ができる歩数計アプリを含むシステムの構築・運用実績の提示
- (2) 歩数計アプリを活用した仕組みの構築についての提案
- (3) 歩数計アプリを活用した仕組みの構築にかかる費用の提示

II 歩数計アプリを活用した仕組みの運用【共同項目 II】

- (1) 【共同項目 I】で構築した仕組みの運用についての提案
- (2) 【共同項目 I】で構築した仕組みの運用にかかる費用の提示

※歩数計アプリを活用した仕組みの運用は、平成 30 年 4 月以降を想定しています。

【共同項目 I】で本市が負担する構築費用とは別に、平成 30～33 年度に本市と共同事業者それぞれが負担する各年度の経費を、内訳含めて具体的に提示してください。

【共同項目 I・II】に共通する留意事項

- ◇ 下記に示す本市の ICT 活用や個人情報の取り扱いに関するガイドライン、要綱等に記載されている内容を満たし、又は同等のレベルを担保し、歩数計アプリを活用した仕組みにおける取扱いデータを適正に管理できる仕組みを提供してください。

【本市の求める ICT 活用及び個人情報の取り扱いに関するガイドライン等】

- 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン
- 個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱
- 個人情報取扱特記事項
- 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- Web アプリケーションの作成基準
- Web アプリケーションの脆弱性チェックリスト

- ◇ 10～15 万人程度のデータ保存に対応できるサーバを用意し、個人のデータ等については、アプリで確認できるとともに、よこはまウォーキングポイント事業の公式ホームページ「YOKOHAMA ENJOY WALKING」(<http://enjoy-walking.city.yokohama.lg.jp/walkingpoint/>) から、個人ログイン画面に入り、確認することができる仕様（横浜市ウェブアクセシビリティ方針、またはそれに準じる仕様）としてください。

III 健康行動の習慣化につながる魅力あるゲームの要素を取り入れた仕組みの提供【共同項目 III】

- (1) 健康行動の習慣化につながる魅力あるゲームの要素を取り入れた仕組みの提供

IV インセンティブの確保及び提供【共同項目 IV】

- (1) 歩数に応じて付与されるポイントを利用した、定期抽選・Wチャンス抽選以外のインセンティブの確保及び提供
 - (2) 歩数に応じて付与されるポイント以外のインセンティブの確保及び提供
(例えば、提案者が募集した協賛企業からの景品提供や継続利用した参加者への画像等の提供など。)
- (1)(2)のいずれかを、アプリ参加者のためのインセンティブの確保及び提供として実施いただきます。

※【共同項目 III・IV】については、複数の事業者で共同実施していただくこともできます。

2 提案書作成項目

10 ページの「1 共同項目（必須事項）」を踏まえ、次の各項目について提案書を作成してください。

また、各項目には「参加者にとっての魅力」という視点に基づいた提案項目を入れています。参加者が楽しみながら気軽にウォーキングに取り組めるための魅力的な提案を記載してください。

【作成にあたっての注意】

共同事業期間

協定締結後、平成 30 年 4 月に歩数計アプリを活用した仕組みを運用開始するために、準備を進めていただきます。事業については、協定締結日から平成 34 年 3 月 31 日を共同事業期間として継続実施することを原則としてください。次期（平成 34 年 4 月 1 日以降）については、よこはまウォーキングポイント事業の実施状況を振り返り、評価した上で、事業継続等の検討を行います。

共同企業体

共同企業体での応募の場合は、とりまとめ事業者（連絡窓口）を設定し、各社が業務をどのように分担するのか明確にしてください。複数の役割を 1 つの事業者が担う場合（例：アプリを活用した仕組みの構築・運用とインセンティブの確保及び提供）や、1 つの役割を複数の事業者で担うこと（例：インセンティブの確保及び提供）も可能とします。

I 歩数計アプリを活用した仕組みの構築【共同項目 I】

(1) 歩数カウントや記録管理ができる歩数計アプリを含むシステムの構築・運用の実績を示してください。

(2) 歩数計アプリを活用した仕組みの構築について提案・提示してください。

提案・提示にあたっては、要領 2・3 を記入・提出のうえ、10 ページの「1 共同項目（必須事項）」及び、13～17 ページの「3 提案書作成項目詳細」に記載された内容が確認できる資料としてください。

(3) 歩数計アプリを活用した仕組みの構築にかかる費用を提示してください。

費用には、【共同項目 III・IV】で提案する内容を実施するために必要な構築費用も含めてください。

【共同項目 I】に関して本市が負担できる費用は合計 2000 万円（税込）までとします。

参加者にとっての魅力となるよう、下記の項目について提案してください

(4) 参加者が使いやすく、記録を確認しやすい画面デザインや画面表示方法、画面設定及び操作性について

(5) 横浜らしい画面デザインについて

(6) 独創性や娯楽性があり、ウォーキングを促進するようなコンテンツについて

(7) 歩数計参加者との連携について

II 歩数計アプリを活用した仕組みの運用【共同項目II】

- (1) 【共同項目I】で構築した仕組みの運用について提案・提示してください。
提案・提示にあたっては、10ページの「1 共同項目（必須事項）」及び、13～17ページの「3 提案書作成項目詳細」に記載された内容が確認できる資料としてください。
- (2) 歩数計アプリを活用した仕組みの運用にかかる費用を具体的に提示してください。
運用開始は平成30年4月以降を想定しているため、【共同項目I】で本市が負担する構築費用とは別に、平成30～33年度に本市と共同事業者それぞれが負担する各年度の経費を、内訳含めて具体的に提示してください。費用には「3 提案書作成項目詳細」に記載された内容及び、【共同項目III・IV】で提案する内容を運用するためにかかる費用も含めてください。
なお、提案いただいた費用については、調整させていただく場合があります。

参加者にとっての魅力となるよう、下記の項目について提案してください

- (3) 歩きたくなる仕組みについて
(4) 参加継続につながる仕組みについて
(5) 歩数計参加者との連携について

III 健康行動の習慣化につながる魅力あるゲームの要素を取り入れた仕組みの提供【共同項目III】

- (1) 参加者の健康行動の習慣化につながるよう、位置情報等を取り入れた魅力あるゲームの要素をアプリに取り入れ、定期的に内容を更新しながら提供できる仕組みについて、提案・提示してください。
(例:特定のスポットに参加者が行くと、特典を得られるアプリなど。)

参加者にとっての魅力となるよう、下記の項目について提案してください

- (2) 誰もが楽しめて、働く世代を中心に、幅広い層の人が参加したくなるゲームの要素について
(3) 飽きることなく、継続することができるゲームの要素について

IV インセンティブの確保及び提供【共同項目IV】

実現できる内容を(1)(2)のいずれかについて、具体的に提示してください。

- (1) 歩数に応じて付与されるポイントを利用した定期抽選・Wチャンス抽選以外のインセンティブの確保及び提供について、参加者の参加意欲と健康行動の習慣化につながるよう、確実に提供できる内容を、数量、金額などの規模を含めて具体的に提示してください。
- (2) 歩数に応じて付与されるポイント以外のインセンティブの確保及び提供について示してください。
(例:共同事業者が協賛企業を確保し、参加者に配信できるクーポンを提供する。)

参加者にとっての魅力となるよう、下記の項目について提案してください

- (3) その他、参加者にとって魅力的なインセンティブについて

V 新たな提案

参加者にとっての魅力となるよう、下記の項目について提案してください

- (1) 共同事業者として取り組むことができるアプリ参加者の拡大、参加者の健康行動の習慣化につながるプロモーション方法について（①横浜市が担うもの ②共同事業者が担うもの）
(2) 車イス使用者など歩行困難な方等が参加できる方法について
(3) 既に歩数計を持っている市民の参加方法について
(4) 平成34年度以降に、本市の費用負担なく、又は本市の負担額が安価で、歩数計アプリが利用継続可能な方法について
(5) 本募集要項に記載のない新たな提案について

3 提案書作成項目詳細

11～12 ページの「2 提案書作成項目」の詳細は次のとおりです。

本市が指定する項目 **指定** とご提案いただく項目 **提案** に分かれています。

I 歩数計アプリを活用した仕組みの構築【共同項目 I】について

(1) 歩数カウントや記録管理ができる歩数計アプリを含むシステムの構築・運用実績の提示

応募資格《資格基準》⑫です。要領 6 の様式に記入してください。

(2) 歩数計アプリを活用した仕組みの構築についての提案・提示

◇ 歩数計アプリについて

歩数計アプリとは、①スマートフォンで利用することのできる、歩行時の歩数カウント機能等のあるアプリケーション（車等での移動では歩数カウントしないもの）で、② 아이폰及びアンドロイド端末で使用することができ、③アップルストア及びグーグルプレイで提供できるものとしてください。また、歩数計アプリで測定される歩数とよこはまウォーキングポイント事業の歩数計で測定される歩数を、同条件で比較検証した結果を提示してください。（ 아이폰及びアンドロイド端末各 2 台以上で検証すること。） **指定** アプリを利用可能なスマートフォン端末のソフト（OS）について、 아이폰（iOS 以降）及びアンドロイド端末（Android 要件 以上）について示してください。 **提案**

◇ アプリ利用開始時の登録について

アプリ利用開始は常時でき、開始時は、①歩数計アプリを活用した仕組みの参加要領に同意し、②市民・在勤者等を選択したうえで、③ニックネーム・生年月・性別・居住地（横浜市 18 区・横浜市外の神奈川県・神奈川県外からの選択）・メールアドレス・8 桁の事業所コード（事業所単位の参加者）・歩数計での参加有無を登録する仕様としてください。（事業所コードはよこはまウォーキングポイント事業で使用する特定のコード。）利用開始時に、居住地で横浜市外の神奈川県・神奈川県外を選択し、正しい事業所コードの入力がない人は、抽選応募不可とし、利用開始時の注意事項として利用開始時の画面に表示してください。 **指定**

◇ アプリで測定・記録できる内容について

アプリで測定・記録できる具体的な項目名、計測単位、記録として確認できる期間を示してください。（例えば、歩数や歩行距離、歩行時間、消費カロリーなど。） **提案**

◇ アプリで測定・記録された内容が表示される画面等について

下記の仕様を備えるものとして、アプリで表示される画面全て（実施可能なもののみ、グラフ等も含む。）について、資料を作成のうえ、提示してください。

ア アプリで測定・記録された数値は、参加者がアプリで常時確認できること。 **指定**

イ 参加者にとって分かり易い画面であること。 **指定**

ウ 個人のデータ等については、よこはまウォーキングポイント事業の公式ホームページ「YOKOHAMA ENJOY WALKING」から、リンクにより個人ログイン画面に入り、確認できること。 **指定**

エ アプリのデザイン・トーンについては、わかりやすく、シンプルなもの、新たなキャラクターは使わない（よこはまウォーキングポイントで利用しているキャラクターは使えるが多用不可）、横浜らしいシックなものであること。（詳細については別途調整させていただきます。） **提案**

◇ アプリから送信されたデータの WEB システムでの保存について

WEB システムで保存されるデータについて、項目名、計測単位、保存形式、保存期間等を、詳細に示してください。（歩数等データは、個人ごとに保存し、個人のデータは時間単位、日単位で保存すること。）データの最低保存期間は、1 年以上かつ、事業検証用にデータ抽出までは保存するものとしてください。 **提案**

◇ WEB システムからのデータ抽出仕様について

歩数計参加者と合わせたランキング表示や抽選実施、歩数データ等の事業検証を本市が行うため、運用時に追加費用なく定期的かつ確実にデータ抽出できる仕様としてください。**指定**

- ア ランキング表示のためのデータは、1か月に1回、①アプリ参加者を特定できるID等②歩数に応じて獲得したポイント③月次歩数④年代⑤居住地（区等）⑥事業所コード（事業所単位での参加者のみ）⑦ニックネームを抽出し、本市が指定するCSVファイルで本市へ納品してください。本市は、アプリ参加者ランキングとは別に、歩数計参加者と合わせたランキング表示を、月1回程度実施予定です。
- イ 抽選実施のためのデータは、3か月に1回及び1年に1回、抽選応募者・自動抽選対象者について、①アプリ参加者を特定できるID等②氏名③住所④電話番号⑤獲得したポイント⑥希望する景品等を抽出し、本市が指定するCSVファイルで本市へ納品してください。納品データを使用して本市が別途抽選作業・景品発送を行います。
- ウ 事業検証用の歩数等データは、①生年月②性別③居住地④歩数（時間・日単位）等を抽出し、本市が指定するCSVファイルで本市へ納品してください。アプリ測定項目が歩数以外にある場合は、データ抽出項目、データの単位等を詳細に示してください。納品データを使用して、本市が別途事業検証を行います。事業検証では、アプリ参加者の中で、市民・事業所単位参加者・歩数計での参加有無別に、比較検証する予定です。また歩数計参加者と比較した検証も行う予定です。

◇ サーバ等について

下記の仕様を備えるものとして資料を作成のうえ、提示してください。**指定**

- ア アプリの運用にあたっては、セキュリティについて、本市のICT活用や個人情報の取り扱いに関するガイドライン、要綱等に記載されている内容を満たし、又は同等のレベルを担保し、アプリを活用した仕組みにおける取扱いデータを適正に管理できるアプリシステム及びサーバであること。
- イ サーバは、10～15万人程度のデータ保存に対応できるものを用意し、ピーク時のアクセス量にも対応できる仕様であること。
- ウ アプリ利用者、アプリを活用した仕組みを運用する者（以下「アプリ管理者」という）、アプリを活用した仕組みのシステムとの間の接続はインターネットを利用する。接続にあたっては、外部からの不正侵入を防止するとともに、利用者端末とアプリを活用した仕組みのシステムとの間で送受信されるデータを暗号化することによって機密保持を図ること。
- エ アプリ利用者及びアプリ管理者のWEBブラウザとアプリを活用した仕組みのシステムのWEBサーバで行われる通信に、SSL通信を使用すること。ただし、個人情報等の機密情報を送受信しない画面では、暗号化を行わなくてもよいこととする。
- オ ネットワークの接続点にファイアウォールを設置し、適切なセキュリティ措置を実施すること。特に管理端末の接続については、内部ネットワークへの接続経路をひとつにして、その接続点でデータの通過可否判断や利用ポート番号、IPアドレスの制限を行うこと。
- カ アプリ管理者については、管理者機能を使用する際に、管理者IDとパスワード等による管理者認証を行うものとする。
- キ セキュリティホールが発生しないようなサーバの環境設定を行うこと。（不要なサービスは起動しないように設定する、最新のセキュリティパッチを適用する、使用しないポートは閉じておく等）
- ク サーバのウィルス対策をすること。
- ケ サーバ上のファイル等の改ざんへの対策が講じられていること。

◇ その他のアプリ機能について

次の項目について、必ずアプリの機能に盛り込んで仕様を提示してください。 **指定**

- ア 歩数などに応じてポイントが付与され、アプリで参加者が常時ポイントを確認でき、獲得ポイントを利用して景品抽選に応募できる。抽選は3か月に1回の定期抽選と1年に1回のWチャンス抽選とし、アプリ参加者が一度応募手続きを行うことで、定期抽選のみ応募に必要なポイントを獲得した時点で自動抽選対象とする。ポイントの有効期限は定期抽選対象期間内（3か月）とし、Wチャンス抽選のみ、別途1月～12月の累計獲得ポイントで応募できるものとする。
- イ ポイントは歩数に応じて常時付与し、別途条件に応じた付与も行うことができるものとする。また、管理者機能で修正（加算・減算）を行うことができ、有効期限の切れたポイントや抽選応募時のポイント減算は自動で行う。
（歩数ポイントは2,000歩ごとに1ポイント、1日上限5ポイント。その他のポイント付与詳細については、構築の中で決定。）
- ウ ポイントの有効期限が迫る時期に、応募可能ポイントを得た定期抽選未応募の参加者へ、通知機能を利用して通知する。（自動抽選対象者を除く。）
- エ 抽選応募時は、景品発送等のため、氏名・住所・電話番号を参加者の追加入力必須項目とし、アプリ利用開始時に登録した参加者情報に追加登録する。
- オ アプリならではの魅力あるゲーム要素を取り入れた仕組みとし、更新等可能なものとする。
- カ アプリ上に地図を表示し、ウォーキングコースや訪れたい場所（店舗・施設等）を分かり易く表示する。また、表示は運用の中で、追加・修正等も行うことができる。
- キ クーポンや情報、メールの配信を、定期的に行うことができる。
- ク 参加者へのアンケート調査をアプリ等で実施できる。

◇ アプリ参加者の個人情報等管理について

アプリ参加者の個人情報管理については次のとおりとします。内容が確認できる資料を提示してください。 **指定**

- ア アプリ参加者が、利用開始時に登録したニックネーム・生年月・性別・居住地・メールアドレス及び、抽選応募によって追加登録された氏名・住所・電話番号は、本人がアプリ上で変更することができる。
- イ 個人情報等管理にあたっては、セキュリティ対策として、本市のICT活用や個人情報の取り扱いに関するガイドライン、要綱等に記載されている内容を満たす、又は同等のレベルを担保する。

◇ アプリを活用した仕組みの管理者機能について

アプリを活用した仕組みに管理者機能を備え、アプリ管理者またはWEBインターフェイスから市職員が利用できるものとし、下記項目が実施できる仕様としてください。実施できないものがある場合、具体的にその項目と実施できない理由を示してください。 **指定**

- ア 参加者からの問合せ対応のため、参加者と同様にアプリ画面を確認することができる。（常時）
- イ 参加者情報の登録（変更・削除・閲覧・検索・複数登録チェック等）及び閲覧ができる。（常時）
- ウ 区別・性年代別・事業所別・歩数計での参加有無別に、参加者情報（生年月・性別・居住地）・参加者数・利用者数（歩数データを送信している人）・歩数データ・獲得ポイントデータ・アンケート調査結果等を分析可能なCSV形式で出力できる。（随時）
- エ 月別の①参加者数（アプリの利用開始登録をした人：歩数データを送信していない人も含む）②利用者数（歩数データを送信している人）③ポイント獲得者数④獲得ポイント数の分布⑤アプリダウンロード者数を、区別・年代別・事業所別・歩数計での参加有無別に集計等を行い、分析可能なCSV形式で出力する。（月1回程度）

- オ ポイント管理（歩数に応じたポイント付与、別途条件に応じたポイント付与、抽選実施や有効期間切れによるポイント減算等）ができる。（常時）
- カ アプリ上に地図を表示し、ウォーキングコースや訪れたい場所（店舗・施設等）を追加表示・修正・削除等を行うことができる。（随時）
- キ アプリでクーポンや情報、メール配信ができる。（常時）
- ク 参加者へのアンケート調査をアプリ等で実施できる。（随時）
- ケ 本市職員等が管理者機能を利用する場合、WEB インターフェイスにより、本市職員等が利用可能である仕様（ブラウザは Internet Explorer）としてください。

◇ 参加者に対する説明について

参加者、特に高齢者に分かり易いアプリの利用説明書の方針を提示してください。 **提案**

◇ 構築・テスト・運用開始までのスケジュールについて

構築・テスト・運用開始までのスケジュールについて具体的に示してください。 **提案**

◇ 運用開始までのテストについて

本事業のシステムのテストにあたっては、事前にテスト方針、手順、環境、及び評価指標等について本市に説明してください。テストに必要なハードウェア及び作業場所については、共同事業者の負担及び責任において準備してください。なお、総合テスト、本番運用リハーサルについては、本番環境を用いて実施してください。

また、テストを実施する前に、テスト実施に必要な前提条件や使用するデータを明記したテスト実施手順書を作成してください。リハーサルの実施方法については別途協議のうえ決定します。 **指定**

II 歩数計アプリを活用した仕組みの運用【共同項目 II】について

(1) 歩数計アプリを活用した仕組みの運用についての提案

◇ 運用について

下記の仕様を備えるものとして資料を作成のうえ、提示してください。 **指定**

- ア ソフトウェアのバージョンアップによるプログラムリリース、セキュリティパッチ配布及び適用について、システムの運用に支障がないよう実施すること。
- イ アプリ管理者機能にアクセス可能なクライアント端末を IP アドレス等により制限するとともに、管理者のアクセスログを保存すること。
- ウ 本事業のシステム運用時間は、計画停止を除き、原則 24 時間 365 日稼働すること。
- エ システムに障害が発生した場合、障害状況と対応等、障害に関する履歴の管理を行うこと。
- オ システムに障害が発生した場合、問題の切り分けと適切なエスカレーションを行い、緊急停止やログの取得等の初期対応も行うこと。
- カ システムの運用と保守の状況を、本市に月 1 回以上報告すること。
- キ 9:00～17:00（土・日・休日・祝日、12/29～1/3 を除く）の時間帯は、システム障害時はすぐに修復対応できる体制を整えること。配置時間外でも、障害発生時の受付が可能な体制を整えること。
- ク システム保守等のための計画的な停止は、30 日以上前に本市へ報告のうえ、アプリ上で参加者へ周知すること。
- ケ システムでは、ネットワーク、サーバ、基本ソフト(OS)及びプロセスを監視すること。
- コ システムの監視レベルは、障害、しきい値（危険）及び正常について監視すること。
- サ システムリソースの監視では、メモリ使用率、ディスク使用率、CPU 使用率について監視すること。

- シ 実行アプリケーションの監視では、動作停止について監視すること。エラーメッセージ中の文字列について、一定時間ごとに監視すること。動作停止の監視状態については、監視間隔を資料で提示すること。
- ス データベースの障害について、監視すること。
- セ システムに障害等が発生した場合、監視場所内の監視モニターにアラーム表示を行う等、管理保守要員に連絡のうえ、迅速な対応を行うこと。
- ソ 監視体制については、一元的に効率的な集中管理を行い、サーバやネットワーク機器の稼働状況の監視、負荷状況の監視、アクセスの監視、ログ監視、ウィルス検知及び改ざん検知を行い、障害の早期特定を行うこと。
- ナ 障害発生時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行うこと。休日については、システムの緊急停止が最低限実施でき、その後の直近営業日で速やかに対応を行うこと。
- ニ システムの監視場所は、セキュリティが確保されていること。
- ヌ システムの監視状況を、本市に月 1 回以上報告すること。
- ネ システムについては、データ保守のため、全てについて定期的にバックアップを取り、データ消失することがないようにすること。
- ノ システムのサーバ等は国内法が適用される場所にあり、建築基準や消防法に準拠した火災報知システムやハロゲン又は新ガス消火設備、照明や非常灯、避難経路が設置されており、床面が水平であり、かつ適切な荷重に耐えられる環境であること。
- ハ システムのサーバ等については、24 時間 365 日システム稼働が可能な電源設備（無停電電源装置、自家発電装置等）や空調設備があり、温度や湿度が安定的に保持できること。なおかつ、空調機や配水管周りに漏水検知システムが設置されていること。さらに、地震、水害、落雷の被害を受けない場所に設置されており、活断層や液状化現象の発生する地域でないこと。また建物は震度 6 強に対して倒壊や崩壊しないこと。
- ヒ システムのサーバがある建物及びサーバ室への入退室は、双方ともに IC カード等により入退室の記録を行い、なおかつ入退室者の制限を行い、システムの設置場所であることを一切公表しないこと。
- フ システムのサーバ設置者については、I SMS 適合性評価制度（財団法人日本情報処理開発協会）における認証又はプライバシーマーク（財団法人日本情報処理開発協会）を取得している事業者の提供するものであること。

◇ スマートフォン端末のソフト（OS）更新に合わせたアプリの定期更新について

아이폰及び、アンドロイド端末のソフト（OS）更新に合わせて、アプリを定期的に更新してください。更新頻度や更新のためのスケジュール、アプリアップデートを参加者へ周知する方法等について示してください。 **提案**

◇ アプリ不具合改修のための随時更新について

運用開始後に不具合が確認された場合、不具合を改修してください。不具合の確認からアプリの改修までのスケジュール案、アプリ改修を参加者へ周知する方法等について示してください。 **提案**

◇ アプリ及び仕組み全体で不具合が発生した場合の不具合改修・サポート方法等について

不具合発生時の対応について、対応日時、対応体制、不具合改修までの対策、不具合改修に向けての対応、参加者へのサポートについて、具体的に示してください。 **提案**

◇ アプリで測定・記録した歩数データ等を、WEBシステムに送信する仕組みについて

セキュリティ対策を含め、具体的に示してください。 **提案**

4 評価の項目

評価対象項目については、別紙「よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する提案書評価・選定基準」のとおりです。

5 共同事業者のPR

- (1) 本市の公式ホームページに共同事業者名を明記します。
- (2) 本市が広報紙、パンフレット、及びイベント等で歩数計アプリを活用した仕組みをPRするときは、共同事業者名を明記します。

6 その他留意事項

- (1) 歩数計アプリを活用した仕組み開始後に、実施状況を踏まえ、参加者の利便性向上のため、インセンティブの提供において新たに他の事業者の参入を募ることがあります。
- (2) 当初想定した目標参加者数を大幅に超える場合に発生する費用については、別途協議することとします。
- (3) 共同事業者が参加者から歩数計アプリを活用した仕組みへの参加及びWEBシステム利用等に係る金銭の徴収をすることはできません。
- (4) 個人情報を含むデータは、本市が保有するものとします。個人情報の取扱いについては、横浜市個人情報保護に関する条例に従うこととなります。
- (5) 共同事業者は、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、歩数計アプリを活用した仕組みの実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

第7 協定書の締結

1 協定書の締結

- ① 共同事業者決定後は、本市と協定を締結します。
- ② 協定は、平成34年3月31日までの基本協定と毎年度の年度協定を結びます。
- ③ 協定の内容については、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、決定します。
- ④ 毎年度の協定は、事業者の合意のもと市民協働条例を適用し「協働契約」として締結していただくことを想定しています。

2 費用負担

協定締結に係る一連の費用は、共同事業者の負担とします。

3 協定の解除

共同事業者が協定書に定めることに違反した場合には、協定を解除することがあります。

4 協定締結後

共同事業者は、協定締結後、協定によって定めたスケジュールに基づき、基本フレームの構築及び設計を行い、本市とともに事業準備に着手します。

5 協定書の締結に関する留意事項

協定書において著作権の帰属等は次のとおり取り扱います。

(1) 基本的合意

共同事業者は、提示条件及び募集要項並びに選定手続きにおいて横浜市が提示した提示条件、募集要項及び回答した内容を遵守して、本事業を実施するものとする。

(2) 著作権の帰属

ア 横浜市が本事業のために費用負担して、共同事業者が開発・構築・回収した納入物（システムも含む）に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、共同事業者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、横浜市が歩数計アプリを用いた仕組みの構築費用を負担したときに、共同事業者から横浜市へ移転するものとする（なお、共同事業者が従前から保有していた著作物を本事業のために改修した部分のすべての著作権も横浜市へ移転することを含む）。この場合において、共同事業者は、横浜市に対し、当該著作物について、横浜市が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

イ 横浜市及び共同事業者は、前項に基づく横浜市への著作権移転の対価は歩数計アプリを用いた仕組みの構築費用に含まれることを確認する。

(3) 秘密及び個人情報の取扱い

- ア 本事業で収集した個人情報は、すべて横浜市に帰属するものとする。
- イ 本事業で収集した個人情報は、横浜市の監督のもと共同事業者が管理する。
- ウ 共同事業者は本事業で収集した個人情報の管理に当たっては、横浜市の求めるセキュリティ基準に基づいてそのセキュリティ保護を行わなければならない。
- エ 横浜市及び共同事業者は、収集した個人情報を本事業の目的以外に使用することはできない。ただし、横浜市及び参加登録者（提供者）の事前同意を得た場合は、本事業から得た情報及びデータを個人が特定できない形で統計・分析等に利用することができる。
- オ 横浜市及び共同事業者は、本協定に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。この協定が終了した後も同様とする。ただし、横浜市または共同事業者が司法手続き又は法令に基づき開示する場合はこの限りではない。
- カ 共同事業者は、横浜市の「横浜市個人情報の保護に関する条例」、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」及び「個人情報取扱特記事項」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」等を遵守しなければならない。

(4) 成果の取扱い及びその帰属

- ア 本事業の成果とは、本事業により得られた成果のうち、本事業の目的に直接関係する発表、考案、意匠、ノウハウ等の一切の技術的成果をいう。
- イ 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、横浜市及び共同事業者の両社に帰属するものとする。ただし、横浜市又は共同事業者の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

【参考資料等一覧】

- ・ [第2期健康横浜2.1](#)
- ・ [横浜市市民協働条例](#)
- ・ [平成28年度「よこはまウォーキングポイント」利用状況調査報告書](#)
- ・ [平成27年度「よこはまウォーキングポイント」利用状況調査報告書](#)
- ・ [横浜市インターネット情報受発信ガイドライン](#)
- ・ [個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱](#)
- ・ [個人情報取扱特記事項](#)
- ・ [電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項](#)
- ・ [Webアプリケーションの作成基準](#)
- ・ [Webアプリケーションの脆弱性チェックリスト](#)
- ・ [横浜市個人情報保護に関する条例](#)
- ・ [よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例](#)
- ・ [よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会運営要綱](#)
- ・ [公式ホームページ「YOKOHAMA ENJOY WALKING」](#)

上記の資料は横浜市健康福祉局のホームページからダウンロードできます。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kenkopoint/applikobo.html>

検索方法

- ① 「横浜市健康福祉局 よこはまウォーキングポイント」で検索
- ② 「スマホで参加できる歩数計アプリを導入するための共同事業者の募集について」の「歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者の募集について」をクリック

いろいろなシーンで
ポイント貯めて、楽しく健康づくり!

\よこはま/
ウォーキングポイント

お問い合わせ窓口

横浜市 健康福祉局 保健事業課

よこはまウォーキングポイント 担当

住 所 横浜市中区港町1-1

T E L 045 (671) 3892

F A X 045 (663) 4469

メールアドレス kf-walking@city.yokohama.jp